

## 子ども甲賀忍者育成事業実施業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

子どもを対象とした忍者講座を開催し、「子ども甲賀忍者隊」として、忍者による観光地域おこしの担い手を養成するとともに、事業を通して、子どもたちの自信や生きる力を育むことを目的とする。また事業を通じて、忍者を活用した観光を展開する三重県とも連携しながら、地域観光の活性化を目指す。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名  
子ども甲賀忍者育成事業実施業務
- (2) 業務の内容  
別添仕様書のとおり
- (3) 契約の期間  
契約の日から令和9年（2027年）3月1日まで
- (4) 予定価格  
2,250,000円（消費税および地方消費税を含む。）

### 3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】            大分類：「役務」  
                              中分類：「イベント」  
【地域ブロック】    県内事業者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課  
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL：077-528-4314

### 4 説明会の日時、場所等

説明会は実施しない。

### 5 公募型プロポーザルに係る質問および回答について

- (1) 質問方法

質問は、質問票（様式1）により電子メールで受け付ける。

※審査の内容に関しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問票提出期限

令和8年（2026年）5月15日（金） 17時まで

(3) 質問に対する回答

(2)で受け付けた質問に対する回答を全てまとめて、以下の滋賀県ホームページサイトに令和8年（2026年）5月19日（火）17時を目途に掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/bunkasportsbu/kankoushinkoukyoku/>

(4) 質問票の提出先

下記「7」の担当部署まで

## 6 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(4)の書類を作成し、下記「7」の担当部署へ提出すること。(2)および(3)の提出部数は、正本1部、副本3部とし、正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載すること。また、副本3部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこととし、業務実施に係る体制図等には、参加者を「当社」と記載すること。

なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル企画提案申込書 1部

様式2「子ども甲賀忍者育成事業実施業務 公募型プロポーザル企画提案申込書」により提出すること。

(2) 業務全体の企画提案書

ア 企画提案書の形式は、A4サイズ（縦書き・横書きは不問）とする。

イ 企画提案書の頁数は、記載項目内容を含めて10頁以内とする（表紙は除く）。

ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。

エ 企画提案書には、次の内容を記載すること。

(ア) 業務執行体制

(イ) 事業実施スケジュール

(エ) その他業務全体を通して工夫する点

(3) 経費見積書

仕様書に掲げる業務について、着手から実績報告書の提出まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(4) 下記に該当する場合の登録証の写し等 各1部

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登

録証（滋賀県発行）の写し

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書

カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し

ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、(ア)については、審査登録機関の証明書の写しを、(ア)以外については、認証、登録証の写し

(ア) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証

(イ) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録

(ウ) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

(エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(5) 提出期限

令和 8 年（2026 年）5 月 22 日（金）17 時

(6) 提出方法

持参または簡易書留郵便による郵送

## 7 担当部署

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局（滋賀県庁新館 3 階）

担当： 北原

TEL：077-528-3744 E-mail：sa00@pref.shiga.lg.jp

## 8 審査

### (1) 審査方法

観光政策局が設置する審査会において、審査基準に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を当該業務の契約予定者とする。ただし、審査員の平均採点が60点未満の場合は、契約予定者としない。

### (2) 書類審査

提出されたすべての提案について、3に掲げる参加資格の確認を行うとともに、6に掲げる提出書類の適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

上記の結果、プレゼンテーション審査参加候補事業者が4事業者を超える場合は、当局職員3名により、プレゼンテーション審査の審査方法に準じて企画内容を書類審査し、点数の高い順に4事業者までをプレゼンテーション審査参加者とする。

### (3) プレゼンテーション審査会

設置：当局および関係所属の3名の委員をもって設置する。

日時：令和8年（2026年）5月27日（水）（予定）

場所：滋賀県庁

（滋賀県大津市京町四丁目1-1）

※詳細な時間や場所等は、参加事業者に別途通知する。

### (4) 審査基準

評価項目	着眼点	評価点
1 講座内容 （甲賀忍者の実像）	近年の研究成果を活かし、甲賀独自の地理的・歴史的背景のもとで成立した甲賀忍者の実像を、子供たちにわかりやすく伝えるものとなっているか。	15点
2 講座内容 （地域との連携）	講座内容が、地域住民や観光ボランティアなど、地域との連携したものとなっているか。	10点
3 講師の起用	忍者に詳しい有識者（忍者の研究・調査を実施する大学教授や市文化財保護課職員等）を講師とする講座となっているか。	15点
4 受講者募集等	チラシ配布や SNS 等を活用し、県内全域の小中学校生を対象とする効果的な募集・広報となっているか。	10点
5 三重県の地域団体と連携した講座	三重県の地域との連携した講座内容となっているか。	10点
6 子ども向け忍者パンフレットの活用	子ども向けの忍者解説パンフレットの制作が、講座での活用とともに、甲賀地域の忍者PRや誘客促進に活用できる内容となっているか。	10点
7 受講生の地域観光ボランティアへの参画	今後、講座を受講した子どもたちに、忍者による地域観光ボランティア活動などに参画してもらうきっかけとなるような工夫があるか。	10点
8 経済性	業務内容に見合った経費が見積もられているか。	10点

	<p>予定価格の 80%未満 … 10 点</p> <p>予定価格の 80%以上 85%未満… 8 点</p> <p>予定価格の 85%以上 90%未満… 6 点</p> <p>予定価格の 90%以上 95%未満… 4 点</p> <p>予定価格の 95%以上 … 1 点</p>	
9	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
10	高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1 点
11	<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。</p> <p>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、</p> <p>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。</p> <p>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。</p> <p>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	1 点
12	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
13	<p>「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。</p> <p>①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証</p> <p>②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録</p> <p>③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	1 点
14	滋賀県内に本店を有する事業者であるか。	5 点
	合 計	100 点

(5) 審査結果の通知

企画提案の採否について、文書で採用または不採用の通知を行う。

(6) その他

契約予定者に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して 7 日以内に書面（任意の様式）により、上記「7」の担当部署に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局（以下、「県観光政策局」という。）は、説明を求め

る書面を受け取った日から起算して7日以内に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

## 9 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、県観光政策局と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

なお、受託者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

## 10 その他留意事項

- (1) 公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。
- (2) プロポーザルの参加にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (5) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。